

「特別な配慮を必要とする幼児の幼児教育に  
関する調査の結果(令和4年度)」に基づいた  
**訪問調査に関する考察**

令和6年3月

やまなし幼児教育センター

# I 訪問調査概要

## 1.調査目的

本訪問調査は、令和4年度にアンケート調査として実施した「特別な配慮を必要とする幼児の幼児教育に関する調査の結果」の内容について、さらに具体的に聞き取ることを通して、県内の幼児教育の実態を詳細に把握し、今後の研修等において活用する。

## 2.調査期間

令和5年11月～令和6年1月

## 3.調査方法

令和4年度のアンケート結果から、特別な配慮を必要とする幼児の在籍率、あるいは、取組の状況等から幼稚園・保育所・認定こども園・児童発達支援センター(以下「園」という。)を抽出、訪問し、園長等管理職や特別支援教育コーディネーター、または担任教諭等にインタビューを実施した。ここでは、その結果から明らかになった園の実情や工夫、先進的な取組、現場での困り感や課題等の考察を行う。

なお、園を特定することを避けるため、詳細なデータについては、記載しない。

\*本調査における「特別な配慮を必要とする幼児」の定義

- ・障害や難病等の診断の有無にかかわらず、先生方が「特別な配慮が必要・気になる・困っている」と感じている「幼児」(園・所に通園しているすべての乳幼児・以下同じ)
- ・海外から帰国または外国籍で支援や配慮が必要と園が考えている幼児
- ・保護者の養育により特別な配慮が必要な幼児

## 4.調査内容

園の状況に応じて、園長等管理職や特別支援教育コーディネーター、または担任教諭等に直接インタビューを行う。

以下の質問項目について聞き取った結果から考察を加えていく。

- ①特別な配慮を必要とする幼児への配慮事項
- ②園内での組織的な取組。取組の体制の工夫、情報共有の内容や視点
- ③特別な配慮を必要とする幼児の教育・保育における保育者の困り感や課題
- ④困り感や課題解決につながる試み
- ⑤連携している関係機関
- ⑥関係機関との連携で難しいと感じていること
- ⑦保護者の対応への現状と課題
- ⑧就学へ向けての取組
- ⑨その他

## II 訪問調査に関する考察

### 1 訪問調査園の実情と各園の工夫

#### (1)多岐にわたる特別な配慮を必要とする幼児

訪問調査園における特別な配慮を必要とする幼児(P1「\*本調査における「特別な配慮を必要とする幼児」の定義」を参照)の状況は、特別な支援を必要とする幼児、外国籍の幼児、保護者の養育により特別な配慮が必要な幼児と多岐にわたる。

全体的に、特別な支援が必要な幼児が多くの割合を占めている。「障害や難病等の診断がある幼児」については、主な診断は発達障害(自閉症スペクトラム障害、注意欠陥多動性障害(ADHD)等)であり、その他には、肢体不自由児、ダウン症、言語障害、知的障害、緘黙等が挙げられ、また、心臓疾患の幼児が在籍する園もあった。

「障害や難病等の診断はないが、支援や配慮が必要と園が考えている幼児」も多く、集団に入れないことや友達との関わりが難しい、多動である等が挙げられた。

外国籍の幼児に関しては、言語の習得や文化の違い、保護者の養育により特別な配慮が必要な幼児に関しては、家庭の要因で園生活においてケアが必要等の諸相が挙げられた。

聞き取りに際し、発達の個人差が大きい幼児期において、園長や保育者等、幼児に日常的に関わっている現場の幼児教育の専門家により、これまでの経験等を踏まえた判断がなされていることがうかがえ、その判断が、特別な配慮を必要とする幼児への適切な支援につながっていることもあると考えられる。

#### (2)園内での組織的な取組や園の実情に応じた取組の工夫

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、特別な配慮を必要とする幼児への支援について、個々の保育者が個別に保育・教育活動に取り組むのではなく、組織として取り組む体制をつくることの重要性が言われている。

令和4年度の調査において、園内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名について、小・中学校と比較して、その設置率や指名率は、非常に低いという結果が出ている。幼児教育施設は相対的に小規模園が多く、職員数も少ないため、時間的・人的不足の問題、また専門性等が課題として考えられる。

一方、訪問調査園においては、特別支援教育コーディネーターの役割を実質的に担う保育者がおり、明確な園内委員会の設置とは言わずとも、職員会議を有効活用したり、関係者が集まる時間を設定したりして、組織的な取組を始めている園もみられた。幼児に関する情報の共有化を図り、幼児の理解を深め、支援の方向性を検討する等、園の実態に応じた取組が進められつつある。個人ファイルを作成し、その共有化を図る中で組織的に当該幼児の支援に当たっている園もあった。

また、市町村や専門機関との連携、園内研修の実施や外部研修への参加、ケース会議の実施等、園の実情に合わせた取組の工夫がみられた。

しかしながら、職員の人的配置や勤務形態等から組織的に取り組むことに関して、困難さを感じている園もある。組織全体で取り組む方向性が現段階では見いだせず、担任と園長で対応をしている等、苦慮している様子もうかがえた。

各園の実情を踏まえて、形態や時間帯等を工夫することで、実質的には、園内委員会の機能や特別支援教育コーディネーターの役割を果たしている現場の工夫や試みが示された。それらを参考に、各園の実情を踏まえ、園内委員会の設置や特別支援教育コーディネーター指名の促進を図っていくことが必要である。

## 2 特別な配慮を必要とする幼児の幼児教育における保育者の困り感と課題

### (1) 特別な配慮を必要とする幼児対応への人的・時間的困り感と課題

訪問調査園では、多岐にわたる特別な配慮を必要とする幼児が増加している中、職員の配置が課題となっている様子が見えてきた。設置主体や自治体、地域等によって職員の充足度は違うが、一人一人の幼児への適切な対応に応えられる職員の配置が欠かせないという思いは共通していた。

また、幼児教育施設の職員の勤務形態の特性から、職員間で課題を共有する時間を定期的に設定する時間がないことも課題として挙げられていた。

令和4年度実施したアンケート調査によると、特別な配慮を必要とする幼児の在籍率は、おおよそ13%である。実際には、当該幼児が在籍していない園や学級がある一方で、多くの該当幼児が在籍している園や学級もある。保育者は、特別な配慮を必要とする幼児が学級に在籍していることを前提とし、一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した保育・教育を実践することが必要となる。しかし、訪問調査により現場の実態として、人的・時間的な課題が出され、特に職員の配置については切実な課題として示されている。職員の配置は、財政的支援を伴うことから、解消には時間がかかるが、一人一人の幼児へのきめ細かな対応に応えることができる職員の配置は、多くの園にとって非常に切迫した課題であることは明白である。

### (2) 保護者対応への困り感と課題

訪問調査園では、保護者の対応の難しさに直面し苦慮している園の多さが改めて見て取れた。保護者のわが子への理解と保育者の理解と指導の方向性が乖離していることや、保護者に寄り添いつつ対応するも、園での幼児の困り感や様子を伝えるタイミングや方法等について悩んでいる園もある。

保護者対応については担任だけでなく園長や副園長、主任等、園がチームとなって対応しても、保護者自身が課題を抱えているケースもあり、対応が難渋する場合もある。

保護者対応は、幼児へ適切な支援を行う視点から、保護者自身の課題とも向き合った対応が迫られており、各園に共通する喫緊の課題といえる。

### 3 保育者の困り感と課題解消につながる試み

#### (1)協働性による体制づくりと管理職のマネジメント力の発揮

訪問調査園では、保育者が日常の気付きについて互いに出し合い話し合える雰囲気、及び園全体で取り組む協働性を大切にしていた。担任だけに任せるのではなく、主任やフリーの保育者、主幹などがフォローに入り、チームとなり対応していた。また、園長等管理職のマネジメント力やリーダーシップにより園全体として、支援に関する一貫性があり、保育者の困り感や課題が適切に解消されていると推測できる。

特別な配慮を必要とする幼児への適切な指導について、職員による協力体制は欠かせない。また、組織としての保育・教育の質向上にも関わることであり、幼児教育全般に関わる課題として捉える必要がある。また、管理職のマネジメント力や意識は、特別な配慮を必要とする幼児の育成だけでなく、園全体の保育・教育の質向上にも影響を与えるものであり、幼児の健やかな成長や発達に係る、重要な課題であると言える。

#### (2)関係機関等との連携

園長等管理職や主任、特別支援教育コーディネーター等が核になり、関係機関と連携する体制をつくり、市町村の児童福祉課や教育委員会、特別支援学校、児童発達支援センター、大学、病院、リハビリテーション等、様々な関係機関とつながり、幼児の支援を行っていた。園が関係機関と連携することで、保育・教育の中での保育者の関わりにおいて配慮することや支援策、園内での体制整備等、新たな知見を得ることができたり、保護者が専門機関とつながるきっかけになったりするケースもあった。

一方、関係機関等と連携する機会をつくっても、そのことが継続的な支援につながらないこともあり、連携の難しさが課題として挙げられた。

関係機関や専門機関とつながることは、困難さに応じた必要な支援を考える上で、非常に重要である。園や保護者以外の視点が加わることで、多角的・多面的に支援を考えることができる。

#### (3)保育者の専門性の向上

訪問調査園では、幼児に日々対応する保育者の専門性を向上するため、園内研修を実施したり外部の研修に計画的に参加したりしていた。

園の中には、特別支援委員会を設置し、担当保育者が定期的に集うという取組がみられ、幼児の様子を共有し、その具体的な支援について話し合う機会が増えたことが、実践や個別の対応に生かされていた。また、幼児の実態に合った教材を共同で作って、園全体で活用する等の取組が、保育者個々のスキルアップにつながっていた。

特別な配慮を必要とする幼児への援助や指導は、多様であり個別的である。保育者は、多様な保育・教育的ニーズのある幼児を理解し、環境を整備し、日々の保育・教育を展開する必要がある。そのために必要な知識及び技能を学び、実践に生かしていく力をつけていく必要がある。

### (3)保護者との信頼関係を基盤とした連携

訪問調査園では、保護者の対応を丁寧に行っていることがうかがえた。送迎時を活用し、日常的な会話を大切にしており、その際、園からの一方的な連絡になったり、表面的な出来栄えにとらわれたり等、幼児不在の連携とならないよう、幼児の園での成長を積極的に伝え、共に幼児の成長を喜び合える関係になるよう配慮していた点が共通していた。また、日常的に子育ての相談に応じる関係づくりをしていた。

幼児の困り感を伝える際には、担任だけが抱え込まずチームとして取り組むよう配慮していた。幼児を中心に据えながら、保護者の気持ちに寄り添う姿勢を大切にしていた。

幼児を適切な支援につなげていくために、まずは、保護者一人一人との良好な関係をつくっていくことが非常に重要である。

## 4 研修への園の期待

特別な配慮を必要とする幼児に対応する様々な研修が実施されるようになり、保育者の専門性や資質向上の点からも意義あることである。

訪問調査園では、研修の内容について、基本的な知識や理論を学びたいという希望がある一方で、聴講研修だけでなく、日々の保育内容に即した具体的な支援方法、幼児の見取り、保護者への対応、関係機関との連携、各園の取組の工夫についての情報交換等、専門的な内容を含む実践に結びつく内容を望む声が聞かれた。また、研修の方法として、対面の研修に参加しにくい現場の状況からオンラインやオンデマンドでの研修を希望する園もあった。

現場の期待と提供される専門的知見との齟齬に十分配慮し、今後は、幼児教育の現場の実情とニーズを踏まえた上で、研修の内容・方法を検討し、企画・運営することが求められている。

## 5 児童発達支援センターの訪問調査

### (1)児童発達支援センターの支援の工夫

児童発達支援センターでは、生活の中で、一人一人の力が伸びるよう関わり、環境構成を行っていた。個々の力を伸ばすには、個別への的確なアプローチが必要であり、よりよい集団をつくることが重要であることが見て取れた。また、幼児の捉えとして、「できないのではなく、工夫すればできる」が基盤となっており、一人一人の課題や特性に応じた個別の指導計画に基づいた支援が行われていた。障害や特性を踏まえた集団づくりや、個々に応じた活動形態で、保育内容が柔軟に構成されていた。

幼児期は発達の個人差が大きい。ゆえに、幼児の発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて指導を行うことが求められており、児童発達支援センターの取組と通じものがあると考えられる。

## (2) 児童発達支援センターの保護者との関わり

児童発達支援センターでは、幼児の支援だけでなく、保護者のわが子の障害の受容と子育てを支えることにも重点を置いている。入所当初は、多くの保護者が、わが子の障害を受け入れられずに傷ついている場合がある。保護者が笑顔でわが子に向き合うことができるよう、一人一人の「かわいいところ」をたくさん見付け伝えることで、信頼関係を築いていた。

また、保護者を精神的に支えることの重要性も指摘されていた。幼児一人一人の変容していく姿を保護者と丁寧に共有していく事により、保護者の活力になるような支援を行っている。こうしたことが、保護者の精神的な負担の軽減になり、それが幼児の成長にもつながっている。

保護者が受け止められる情報提供の程度や内容を考慮する等、保護者の気持ちの揺れに寄り添う必要があると考えられる。

### 【参考資料】

文部科学省(平成29年) 幼稚園教育要領

厚生労働省(平成29年) 保育所保育指針

内閣府／文部科学省／厚生労働省(平成29年) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領

文部科学省／厚生労働省／内閣府(令和5年3月) 障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導

関東学院大学(令和2年3月) 特別な配慮を必要とする幼児を含む教育・保育の実践課題に関する実態調査